

雇児発0607第8号
平成25年6月7日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

「里親制度の運営について」の一部改正について

標記については、平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成25年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙) 「里親制度の運営について」の一部改正 新旧対照表

改正後	現行
<p data-bbox="779 236 1081 292">雇児発第0905002号 平成14年9月5日</p> <p data-bbox="360 328 1081 539">【一部改正】平成16年12月28日雇児発第1228001号 【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403016号 【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331008号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第8号 【一部改正】平成23年9月1日雇児発0901第2号 【一部改正】平成24年4月5日雇児発0405第10号 <u>【一部改正】平成25年6月7日雇児発0607第8号</u></p> <p data-bbox="185 603 539 691">都道府県知事 各指定都市市長 児童相談所設置市長</p> <p data-bbox="562 756 965 783">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p data-bbox="495 849 770 876">里親制度の運営について</p> <p data-bbox="159 941 1093 1029">標記については、今後の里親制度の運営に関し留意すべき事項を、別紙のとおり里親制度運営要綱として定めたので、御了知の上、その取扱いに遺漏のないよう努められたい。</p> <p data-bbox="159 1034 1093 1090">この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p>	<p data-bbox="1731 236 2033 292">雇児発第0905002号 平成14年9月5日</p> <p data-bbox="1317 328 2038 507">【一部改正】平成16年12月28日雇児発第1228001号 【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403016号 【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331008号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第8号 【一部改正】平成23年9月1日雇児発0901第2号 【一部改正】平成24年4月5日雇児発0405第10号</p> <p data-bbox="1137 603 1491 691">都道府県知事 各指定都市市長 児童相談所設置市長</p> <p data-bbox="1518 756 1921 783">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p data-bbox="1451 849 1727 876">里親制度の運営について</p> <p data-bbox="1115 941 2049 1029">標記については、今後の里親制度の運営に関し留意すべき事項を、別紙のとおり里親制度運営要綱として定めたので、御了知の上、その取扱いに遺漏のないよう努められたい。</p> <p data-bbox="1115 1034 2049 1090">この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p>

改正後	現 行
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">里親制度運営要綱</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 里親への委託等</p> <p>1 委託等の共通事項</p> <p>(1) 都道府県知事の役割</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 都道府県知事は、里親に委託されている児童の保護がより適切に行われると認められる場合には、児童に情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に通所させ、<u>又は障害児通所支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所を利用することができること。</u></p> <p>第6～第14 (略)</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">里親制度運営要綱</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 里親への委託等</p> <p>1 委託等の共通事項</p> <p>(1) 都道府県知事の役割</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 都道府県知事は、里親に委託されている児童の保護がより適切に行われると認められる場合には、児童に情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に通所させ、<u>又は障害児通所支援を受けさせることができること。</u></p> <p>ク～サ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第6～第14 (略)</p>